

ネットワーク通信

発行：JAL 争議支援全国ネットワーク事務局
連絡先：E-mail: Tokyo_renraku@fight.chips.jp

2029年度までに、JR 東日本と JAL はチケットを一体化していく協定を結びました。右の画像はその時の写真を AI で編集したものです。

両方の企業は、ともに労働組合を潰している歴史があります。

企業体質は、ほとんど変わっていません。親方日の丸企業の経営です。

経営破綻した企業で、国税に助けられた経営能力を持たない無責任体質の企業でもあります。

JAL 争議も、国鉄闘争と同様に、労働組合潰しと解体を狙ってきたそのものです。1月15日に発出された、東京都労働委員会命令を未だに履行していません。

更に 1 月29日に中央労働委員会に再審査請求を申立てました。団体交渉も、やっと決まったと思ったら一方的に日程変更し、ようやく命令から 2 か月後の 3 月12日に行いました。



☆都労委調査日 4月8日(水)10時半～(優先雇用)

☆中央労働委員会の第1回審査日のお知らせ

とき:2026年4月16日(木)9時～11時(8時半集合)

ところ:中央労働委員会

尚:審査終了後に報告も兼ねて、宣伝行動を開催します。

注:審問室に入るには事前に補佐人登録が必要ですので、

氏名・住所・年齢・職業・電話番号を JHU(鈴木圭子)に連絡を!

東京都への要請行動と都議会(経済・港湾委員会)での質疑

3月9日に、小池百合子東京都知事への要請行動を行ってきました。財務局経理部長総務課の契約調整担当者が対応されました。組合側から「都労委命令に従わず、違法行為を続ける企業は公契約を入札する資格はないと考える。入札参加資格の停止を求める」と要請内容を説明し、要請書を提出しました。担当者から「要請内容は理解したので、何らかの形で返答する」と回答がありました。(記者会見は JHU ニュース NO.185 参照)

都議会(経済・港湾委員会)での質問

3月17日に開催された、経済・港湾委員会で、三雲宗正都議会議員(立憲民主党)が質問をされました。

最初に、JR 関東バス(組合員を脱退工作)を例に上げ「会社は中労委・地裁・高裁と上げたが、高裁判決で覆されたがどういった違いがあったのか」を労働委員会事務局に求めました。事務局は「都労委の判断が支持されたもの」と答弁。その後、JAL事件に触れ「1月15日の都労委命令は評価に値する。解決に向けて努力されている都労委の果たす役割は大変重要であり、今後も労使紛争の適切な解決に努力をしていただきたい」と要望されました。

全国の労働委員会の半分は都労委がしめ、都労委命令は全国に大きな影響を与えるものであり無視することはできません。JAL事件は都労委から都議会での質疑へと拡がりました。JAL闘争は社会の不正義は許さない闘いでもあります。今後も都労委と都議会を結合し、大衆行動を積み上げ全面解決に向け政治闘争に全力を挙げていきます。

国土交通省への要請と宣伝行動(3.17)

3月17日に、金子泰之国土交通大臣への要請と国交省前宣伝行動を行いました。

当日は、ながえ孝子参議院議員(国土交通委員)が同行しました。国交省側は要請文について「事前に郵送してもらいたい」とのことでしたが、航空事業課の担当者が通用門に来て受けることになりました。門前でのやり取りで、担当者は「要請文を受け付ける訳にはいかない。一企業(個別企業)の案件は受け付けない」との主張を繰り返しましたが、組合側は今回の都労委命令が「国(国交省)が人員削減を含む更生計画の策定や遂行の仮定に一定の影響を及ぼしたであろうことは否定できない」と認定していることや、行政には継続性が求められていることを主張しました。そして「国交省に使用者性があることについては認められなかったが、JAL 争議解決に責任の一端があるはずだ」との主張を繰り返したところ対応を変化させて要請書を受け取りました。



16年に亘る JAL 争議です。国土交通省が責任逃れをすることなど許されません。都労委命令の事実認定は大変重要です。要請後は定例の宣伝行動を支援者の皆様と行ってきました。

JHUと全国ネットから大株主へ要請文を、現在まで13件送りました。さらに、広めていきたいと考えています。ぜひ多くの多くの皆様からも送っていただきたくお願いいたします。参考までに送った文章を添付するとともに、大株主の住所録を添付いたします。

JALとの団体交渉報告(3.12)

* 3月12日に開催された、交渉の報告です。

* 会社側はこれまでのメンバー3人に人材戦略部の三浦マネージャーが出席。

命令を受けた側とは思えない発言や逆質問はありましたが、全体的に元気はありませんでした。矛盾したことを平気で押し通そうとする姿勢に、対応を苦慮している様子が伺えました。以下は主な会社の発言です。

① 文書交付の命令に従わないことについて

- * 行政命令は行政処分だから即日効力を生じる。再審査申し立てをしても、取り消されるまでその効力は失われないのはその通り。
- * 現時点では履行できない。強制力はない(罰金や強制執行はない)任意の履行を求める程度の効力。一般的に見合わせる企業が多い。
- * この事案に関して履行していないのはやむを得ない。(数回発言)
- * JALの人権方針には矛盾しない。
- * 判断は関連部署と相談して決めた。自分(弁護士)の意見も聞かれた。

② 今後は団体交渉で根拠をもって誠実に説明しなければならないことについて

- * 今後、誠実に対応する中で、どう対応していくか検討する。事実認定が違うので、そのことも含めて命令に対しどう対応するか検討する。いつまでかについては、現時点で目途はない。ダラダラと引き延ばすことはない。

③ どの部分について事実誤認と考えているのか。

- * 中労委でやっていく。事実誤認の内容について今ここで言う必要はない。今後一切言うつもりはないとは言わない。中労委に出してから。

④ 命令では裁判で安全報告書について審理されていないことも認定されている。

- * (組合)これも含めて事実ではないというのか？
- * (会社)これも含めて数字の問題、人員計画の問題、色々あるから中労委に提出する。

⑤ 補充書面について

- * 少し延期して貰う。3月下旬いや、そんなに遅くないかもしれない。(以上)

☆個人の感想として

初めて、団体交渉に参加してみて特に感じたことは、T 弁護士の発言です。横柄な態度で、最高裁判決をどう思っているのか。決着していることだという発言と行政命令は罰則も罰金もない。履行しない企業も多いということと言う始末であった。本当に強く憤りを感じました。

裁判での審理はキチンとできていなかった中での不当判決ですので、労働委員会に訴えてきました。JALの企業体質は、相変わらず酷いものです。絶対に負けてはいけないと強く感じました。(T.m)



負けないぞ!

当面の行動日程

- ◆ 4月7日 (火) 12時～ 国土交通省前宣伝行動
- ◆ 4月10日 (金) 15時～ 成田空港宣伝行動 ◆ 4月24日 (金) 15時～成田空港宣伝行動
- ◆ 4月14日 (火) 12時～ JAL 本社前宣伝行動
- ◆ 4月17日 (金) 霞が関共同行動(時間調整中)
- ◆ 4月21日 (火) 18時半～品川駅港南口統一宣伝行動(東京連絡会主催)
- ◆ 4月22日 (水) 東部けんり総行動(時間調整中)

※国会議員要請(国土交通委員会メンバー)と都議会議員への要請